

(社)日本WHO協会の沿革

1948	[「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。]
1965	WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
1966	世界保健デー記念大会開催事業を開始。
1970	青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。 大阪万博を記念し、造幣局製の記念メダルを製作。
1981	老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
1985	WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
1994	海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
1998	京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
2000	WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
2006	事務局を京都より大阪市内へ移転。
2007	財団法人工イズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
2008	事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
2009	「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
2010	WHO神戸センター所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会は、この WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長・副会長・副理事長(在職期間)

会 長 ・ 理 事 長	中野種一郎(1965-73) 平沢 興(1974-75) 奥田 東(1976-88) 澤田 敏男(1989-92) 西島 安則(1993-06) 忌部 実(2006-07) 宇佐美 登(2007-09) 関 淳一(2010-)	副会長・副理事長	松下幸之助(1965-68) 野辺地慶三(1965-68) 尾村 健久(1965-68) 木村 廉(1965-73) 黒川 武雄(1965-73) 武見 太郎(1965-81) 千 宗室(1965-02) 清水 三郎(1974-95) 花岡 堅而(1982-83) 羽田 春免(1984-91) 佐野 晴洋(1989-95) 河野 貞男(1989-95) 村瀬 敏郎(1992-95)	加治 有恒(1996-98) 坪井 栄孝(1996-03) 堀田 進(1996-04) 奥村 百代(1996-06) 未舛 恵一(1996-04) 中野 進(1998-06) 高月 清(2002-06) 北村 李軒(2002-04) 植松 治雄(2004-06) 下村 誠(2006-08) 市橋 誠(2007) 更家 悠介(2008-)
----------------------------	---	----------	--	---

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般的の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

前号（第44号 春号）のあらまし

- フォーラム「WHOと日本」開催報告
フォーラム「WHOと日本」講演録
都市化と健康 ジェイコブ・クマレサン
保健衛生
都市の発展と保健衛生 中辻 英二
保健と健康
都市と感染症 吉田 英樹
第4回定期健康セミナー
脳卒中とはどんな病気か、
どのようにして予防したらよいか
～ピンピンコロリへの道～ 松本 昌泰

前々号（第43号 初夏号）のあらまし

- インフルエンザ対策セミナーの御礼
第5回健康セミナー
うつ病はこころの風邪？ 渡辺洋一郎
心と健康
こころの病気について 松浦 玲子
第3回健康セミナー
メタボそしてアディポネクチンとは 下村伊一郎
歯と健康
インプラント用磁性アタッチメントの開発 荒井 一生・前田 芳信
海外医療事情
イラクにおける最近の医療事情 モハメド・ヌーリ・シャキル

●社団法人 日本 WHO 協会 事務局だより

日本 WHO 協会世界保健デー 2011 記念イベントのご案内

テーマ「世界保健デー：アフリカの健康、水、いのち」

4月2日(土)～10日(日)に東京ビッグサイトで開催される第28回日本医学会総会の博覧会会場で、(社)日本WHO協会はWHOについての展示を行います。また、WHO設立記念日に当たる4月7日の世界保健デーには、下記のようなイベントを開催致します。

日本 WHO 協会主催のイベントを含め、博覧会は入場無料です

日 時：2011年4月7日(木) 15:00～16:00

場 所：東京国際展示場（東京ビッグサイト） 東京都江東区有明3-21-1
西展示場アトリウム・多目的ステージ

りんかい線「国際展示場」駅下車徒歩7分：ゆりかもめ「国際展示場正門」駅下車徒歩3分
羽田・成田から空港バスが、都営バスも東京駅八重洲口他から東京ビッグサイト行きがあります。

- 内 容：
- 1) 世界保健デーとWHO（日本WHO協会）
 - 2) エイズ予防啓発—モザンビーク（青年海外協力隊）
 - 3) 100万人の手洗い—ウガンダ（ユニセフ・サラヤ）
 - 4) 母乳と赤ちゃんの健康—ケニア（NPO法人HANDS）

いま世界は、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals : MDGs) のカウントダウンに入っています。2015年までの達成をめざし、基礎教育、ジェンダー、貧困、環境対策など8つの目標を掲げています。そのうち、目標4（乳幼児死亡率の削減）、目標5（妊産婦の健康改善）、目標6（感染症対策）が、WHOの活動と直結しています。残念ながら、とくにアフリカの多くの国においては、ミレニアム開発目標の達成が危ぶまれています。

博覧会会場では「いのちと地球の未来をひらく」のメインテーマに沿ったさまざまな催しが行われます。職場のお友達同士、ご家族連れでのご来場を心からお待ちしています。

日本WHO協会もこの趣旨に賛同し「アフリカの健康、水、いのち」

をテーマにイベントを開催いたします。WHOを支援する日本WHO協会の活動を紹介するとともに、日本のNGOやNPO、企業と国際機関の連携、青年海外協力隊の活動などを、ビデオや音楽などの映像等で紹介いたします。

地球の未来をひらくためには、医学や医療が果たす役割は大きいのですが、医療専門職だけでは、アフリカをはじめ途上国の人びとのいのちや健康を守ることはできないことは確かです。企業、NGO、政府機関、国際機関などと幅広いネットワークを構築し、博覧会を訪れた多くの方々とともに明日からの行動につながるイベントをめざしています。皆様のお立ち寄りをお待ちしております。

Oral Health for Healthy Life

次世代を担う子どもたちの笑顔のために



健やかな生活は
お口の健康(健口)から

予防歯科の普及を通して
健康づくりに貢献します

SHPは予防を柱とした歯科医療のあり方を見直し、生活者の健康増進のために地域において活動を行う歯科医院のグループです。

有限会社SHP

〒770-0051 徳島市北島田町1丁目56-5-301
tel.088-632-2425 fax.088-632-2439
URL <http://www.shp.bz/>



「創造」すること、それが私たちのDNA



私たちは、お客様のニーズに合せたソリューションを提供いたします。

**組み込み開発
ハードウェア開発
画像／音声処理**

お客様のニーズに応じて、電気系のシステム設計から基板試作、実装・組立、試験・評価までの開発、機構系では成形金型によるケース開発のサポートをいたします

2次元/3次元超音波センサ・位置計測システム 脳波センサ FPGA回路設計 ASIC開発 ソフトウェア開発

WEB開発・生産管理

低コストで短時間に導入でき、効果が直ぐに検証できるWEBベースの業務支援アプリケーションを提案し、お客様の日常業務の効率化に貢献します。

技術・ノウハウ・コツ伝承システム GPSを利用した位置探索ASPサービス 特定保健指導支援システム
eラーニングサービス WEB会議 ホームページ構築 ショッピングサイト構築 生産管理システム

組み込み開発・ハードウェア開発・画像／音声処理・WEB開発・生産管理

Proassist 株式会社プロアシスト

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋2-3-9 星和高麗橋ビル1F
TEL 06-6231-7230 FAX 06-6231-7261
URL : <http://www.proassist.co.jp>

新型インフルエンザ予防に

せきエチケットを

感染拡大防止のため、咳などの症状のあるときは
マスクをつけましょう。
また、多くの感染症は、「手洗い」「うがい」などによって
予防することができます。
サラヤは、日常生活の中ができる予防をサポートします。

せきエチケットで
感染拡大を
おさえましょう



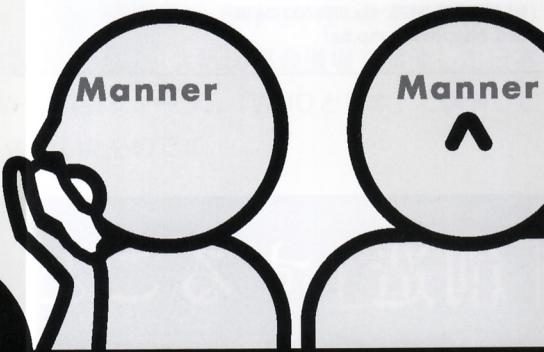
おさえる

せき・くしゃみの際にはティッシュなどで
口と鼻をおさえる



そむける

せき・くしゃみの際には
周りの人から顔をそむける



すぐ捨てる

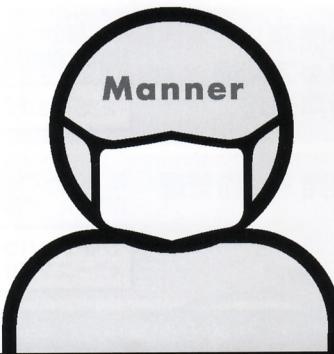
口と鼻をおさえたティッシュは
すぐにフタ付きゴミ箱に捨てる



こまめに
手洗いを!

せきをしていれば マスクをつける

せき・くしゃみの症状があればマスクをつける
また、せきをしている人に着用をすすめる



岩本洋子法律事務所

弁護士 岩本 洋子

事務所・〒541-0041 大阪市中央区北浜2-1-19-901

Tel 06-6209-8103 Fax 06-6209-8106

宗吉勝正税理士事務所

税理士 宗吉 勝正

事務所・〒540-0036 大阪市中央区船越町2-1-11

藤本興産ビル3F

Tel 06-4793-0330 Fax 4793-0331

新居合同税理士事務所

弁護士 新居 誠一郎

事務所・〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-15-18

Tel 06-6714-8222 Fax 06-6714-8090

MEDICA DENTAL CLINIC

Dojima Implant Center

歯科医師 内藤 真次

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-4-19

堂島イーストビル2F

Tel 06-6442-4618 Fax 06-6442-4628



世界の水をきれいにする

自然の悠久の中で棲息する
あらゆる生き物のために・・・



世界の水をきれいにする

アクア テック サラヤ

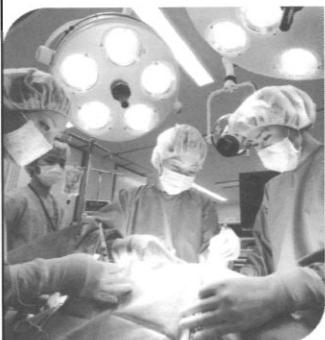
〒541-0051 大阪市中央区備後町4-2-3

TEL 06-6222-7890 FAX 06-6222-7870

<http://www.saraya-aqua.com/>

Terumo Medical Pranex[®]

知のコラボレーション



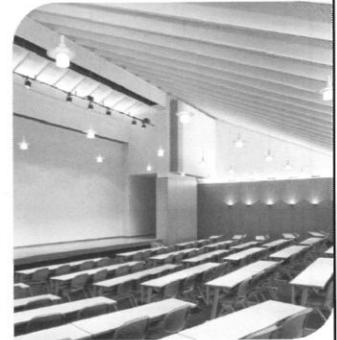
オペ室



ホスピタルスタジオ



人間工学ラボ



大研修室

人にやさしい医療の創造と普及へ

テルモメディカルプラネックスは、医療の技術とテルモのモノづくりの融合から
新たな価値を生み出す、知のコラボレーションの拠点です。
最先端の設備と「開発」「検証」「研修」「連携」「交流」の機能を持つこの施設で、
医療を支える皆様とともに未来に向けた活動を展開していきます。

